

# 関 稅 政

## 第 34 号

発行所：関東信越税理士政治連盟  
〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-333-13 OLSビル14F  
TEL 048 (643) 1661 FAX 048 (643) 1475

発行責任者：会長 井部俊一  
編集責任者：広報委員長 柳澤彰  
【<http://www.kanzeisei.jp/>】



～土浦・至高の花火～

毎年10月の第一土曜日に開催される、日本三大競技花火大会の一つ土浦全国花火競技大会。  
およそ二万発の花火が秋の夜空を彩ります。

写真提供：土浦市商工観光課

### 目 次

第50回定期大会を開催	2	各県参議院議員選挙の総括	22
井部関税政会長あいさつ	4	税制改正に関する建議書の概要	24
小島日税政会長祝辞	5	関税政の動き	29
平成28年度運動方針	9	編集後記	30
県税政連の活動状況	14		

## 関東信越税理士政治連盟

## 第50回 定期大会を開催



関税政は、平成28年6月8日午後2時30分から、ザ・キャピトルホテル東急（東京都千代田区）において第50回定期大会を開催した。

当日は代議員250人中214人（委任状出席91人）が出席し、神谷正紀副幹事長・森山昭彦副幹事長が司会となり大会が進められた。

高野善生副会長から開会の辞があり、来賓の紹介の後、井部俊一会長が就任1年を振り返り3つの基本政策など説明して挨拶した（4ページに掲載）。続いて関東信越税理士会小林健彦会長代理白津吉英副会長から挨拶があった。



狩野議長（左）、大川副議長（右）

議長には狩野要一副会長、副議長には大川芳宏副会長が選出され、議長は議事録署名人を指名して議事に入った。

第1号から第7号議案を渡邊輝男幹事長ほか担当の副幹事長が議案説明し、全議案は可決承認された。

議事終了後、各県税政連の幹事長を務める代議員6人が指名され、大会決議文の力強い朗読が行われた。

続く祝賀において、関税政に貢献された7人に対する感謝状贈呈が行われた後、日本税理士



関東信越税理士会会长代理白津副会長

政治連盟小島忠男会長代理富澤康人千葉税理士  
政治連盟会長、渡邊文雄東京税政連会長、東京  
地方税理士政治連盟会長代理鈴木崇晴幹事長、  
千葉県税政連会長代理齋藤克己副会長から祝辞  
が述べられた。

その後、柴山昌彦衆議院議員から国政報告があり、祝電披露の後、田村陽一副会長の閉会の辞で午後4時37分大会が終了した。

その後の懇親会では、多くの国会議員が出席し交流や意見交換が行われ、和やかな雰囲気のうちに午後6時45分全日程が終了した。

#### 今大会で上程された議案

- 第1号議案 平成27年度運動経過及び組織活動の承認を求める件
- 第2号議案 平成27年度収支決算の承認を求める件(監査報告)
- 第3号議案 平成28年度運動方針の議決を求める件
- 第4号議案 平成28年度組織活動方針の議決を

求める件

第5号議案 平成28年度収支予算の議決を求める件

第6号議案 関東信越税理士政治連盟規約の一部改正を求める件

第7号議案 大会決議の議決を求める件

※第50回定期大会の議案書は関税政ホームページに全文掲載されています。

アドレス [\[http://www.kanzeisei.jp/\]](http://www.kanzeisei.jp/) です



渡邊幹事長

## 大 会 決 議

- 一、われわれは、税理士制度の発展と納税者のための真の代表を国会に送るため強力な運動を開する。
- 二、われわれは、納税者に信頼される税理士制度の発展と改正税理士法の定着に向け強力な運動を開する。
- 三、われわれは、公正な税制の確立及び税務行政改善のため強力な運動を開する。
- 四、われわれは、税制改正に際し、中小企業に過重な負担をもたらすことのないよう強力な運動を開する。
- 五、われわれは、規制改革の動向を注視し、税理士会への強制入会制と税理士業務の無償独占堅持のため強力な運動を開する。
- 六、われわれは、税理士の業務に重大な影響を及ぼす動向に対して強力な運動を開する。

## 大会決議文を力強く朗読する各県税政連幹事長



茨税政  
海野幹事長



栃税政  
小池幹事長



群税政  
柳田幹事長



埼税政  
秋山幹事長



新税政  
古川幹事長



長税政  
横沢幹事長



## 3つの基本政策の実現に向けて

関東信越税理士政治連盟

会長 井部俊一

本日は、関東信越6県の多くの皆様にお越しいただき、感謝申し上げます。又、日本税理士政治連盟から富澤副会長をはじめ多くの来賓の皆様にご出席いただきました。誠にありがとうございます。昨年7月に木村前会長から、バトンを受けまして、私を含め、副会長10人の内7人が変わりました。そして、新生関税政として瞬く間に1年が経ちました。

会長を引き受けるにあたり、3つの基本政策を掲げております。

1点目は、税理士会との連携一体化であります。関税政の目的は、「関東信越税理士会の目的とその事業を達成するために必要な政治活動を行うことである」と規定されております。税理士制度改革、税制改正、公益活動の推進とあらゆる分野において税理士会と一緒に活動することが税政連の役割であると考えております。本会の会務担当副会長が3人いらっしゃいますが、関税政の副会長になっていただいております。また、法対策特別委員長にもご陪席として出席いただいております。

2点目は、会費収納率の向上であります。関税政には会費という規定はございません。各県税政連の会費を前提としております。分担金という形で関税政に収入が入ってまいります。近年、税理士会の会員数は増加しておりますが、県税政連の会費は増加してまいりません。これは、大規模税理士法人において社員税理士が加入していただいていることも原因であると考えております。又は、会員数の多い都市型の支部に傾向が顕著であります。関税政としましては、今年の5月に会費収納検討プロジェクトチームを立ち上げました。この目的は、1つは税理士会の会費収納方法が来年4月より変更となるこ

とを踏まえ、税政連として対応してまいりたいと思いました。2つは会費収納率の上がらない県もあり、収納率向上のためにはどのようにすればよいか、ということを検討するためにプロジェクトチームを立ち上げた次第であります。税政連への理解と協力を求めるために粘り強い活動を継続させることが重要であると考えております。

3点目は、後援会活動の活発化であります。税政連活動の主要な業務の一つに、国会議員への陳情があります。陳情を効果的なものにするためには、税理士会と国会議員の信頼関係が不可欠であります。後援会の有無では、国会議員の受け止め方が異なります。関税政では、現在39人41の後援会があります。この1年間では、新潟県税政連で3つ、群馬県税政連で1つの計4つの新たな後援会を設立いたしました。今年度に入りまして、4月以降では埼玉県税政連で2つの後援会を設立いたしました。定期大会に招待する国会議員の過半数を超える後援会を設立したいと考えております。

以上の3点を重視しながら、会務を進めてまいりたいと考えております。皆様のご支援のほどよろしくお願い申し上げます。来る7月10日には、第24回参議院議員通常選挙がございます。今回の選挙からは、選挙権年齢の18歳への引き下げ、長野、新潟選挙区での定数削減という変更点がございます。関税政より推薦候補者を9人あげております。全員の先生が当選できますよう、皆様方の絶大なるご支援の程、宜しくお願い申し上げます。

結びにあたりまして、本日ご出席いただきました皆様方のご繁栄、ご健勝を祈念いたしまして挨拶いたします。

# 祝 辞

日本税理士政治連盟

会長 小 島 忠 男

代 読

副会長 富澤康人



本日は、関東信越税理士政治連盟の第50回定期大会が、盛大に開催されますことを心からお慶び申し上げます。また、日ごろから日本税理士政治連盟の会務運営に対し、格別のご高配を賜り深謝申し上げます。

まず、平成28年4月14日以降に発生した熊本地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。日税連においては全国の税理士会会員に対して義援金等への協力を呼び掛けており、貴連盟におかれても、関東信越税理士会と連携のうえ、ご理解とご協力を賜りますよう、この場をお借りして改めてお願ひ申し上げます。

さて、この機会に、本連盟の諸課題への所信の一端をご報告させていただきます。まず、国政選挙への対応について申し上げます。第24回参議院通常選挙が間近にせまっています。本連盟では、全国統一の運動方針を確立のうえ、日本税理士会連合会及び日本税理士政治連盟の要望実現に尽力していただける65人の候補者の推薦を決定いたしました。

税政連の国会における高い評価は、地域に密着した税政連の活動、特に全国で300を超える税理士による後援会の献身的な活動に支えられており、国政選挙への対応は、政治連盟にとって最も重要な活動となります。一時は衆参同日選挙が取りざたされるなか、通常国会が6月1日に会期を終えましたが、政局は極めて流動的であります。当面の最重要課題である参議院議員通常選挙について、関東信越税理士政治連盟の皆様におかれでは、井部会長、渡邊幹事長を中心に、推薦候補者の当選に、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願ひ申し上げます。

次に、税理士法改正について申し上げます。26年の税理士法改正における最重要課題であった公認会計士の資格付与の見直しについては、29年4月1日に改正規定が施行されます。改正法では、税理士の有資格者たる公認会計士を「財

務省令で定める税法に関する研修を修了した者」と規定しており、この研修が、税理士試験科目の合格者と同程度の資質を担保するものとなるよう、本連盟はその動向を注視し、的確に対応してまいります。また、次なる税理士法改正に対しても、すでに日税連における検討が開始されております。本連盟は、日税連と連携して、国民・納税者の利便に資する税理士制度のため、積極的に対応いたします。

次に、税制改正への対応について申し上げます。税政連の税制改正における役割は、ますます重要になってきております。安倍内閣総理大臣は、6月1日の官邸での記者会見において、消費税率の10%への引き上げを、31年10月まで再延期することを表明しました。日税政はかねてから一貫して単一税率の維持を主張しており、今後も日税連と連携のうえ、情報収集を強化してこれら税制改正の動向に対して迅速的確に対応いたします。

このほか、本連盟は、中小企業対策、社会保障・税番号制度等、税理士制度を取巻く諸課題に対し、積極的に対応してまいります。

ところで、税政連の意義と役割がますます重要な中、税政連組織の強化や後援会活動のより一層の活性化が喫緊の課題となっております。

日税政は、全ての税理士が加入する日税連の要望を実現するための政治団体であり、したがって、税政連活動の成果はすべての税理士会会員が等しく享受いたします。すべての税理士が税政連の活動にご理解いただき、誇りと使命感を持って活動に参加していただけるよう、本連盟は単位税政連の皆様と英知を結集して取り組んでまいります。

最後に、本日ご参会の皆様のご健勝と貴連盟の益々のご発展をお祈りいたしまして、祝辞といたします。

## ご来賓

(敬称略・順不同)

## &lt;衆議院&gt;

議員名	選挙区
田所 嘉徳	茨城1区
額賀福志郎	茨城2区
梶山 弘志	茨城4区
丹羽 雄哉	茨城6区
石川 昭政	比例北関東
石井 啓一	比例北関東
福島 伸享	比例北関東
永岡 桂子	比例北関東
船田 元	栃木1区
築 和生	栃木3区
茂木 敏充	栃木5区
佐田玄一郎	群馬1区
井野 俊郎	群馬2区
笹川 博義	群馬3区
福田 達夫	群馬4区
小渕 優子	群馬5区
石閥 貴史	比例北関東
宮崎 岳志	比例北関東
村井 英樹	埼玉1区
黄川田仁志	埼玉3区
豊田真由子	埼玉4区
大島 敦	埼玉6区
神山 佐市	埼玉7区
柴山 昌彦	埼玉8区
大塚 拓	埼玉9区
野中 厚	埼玉12区
土屋 品子	埼玉13区
三ツ林裕巳	埼玉14区
田中 良生	埼玉15区
武正 公一	比例北関東
牧原 秀樹	比例北関東
中根 一幸	比例北関東
小宮山泰子	比例北関東
鈴木 義弘	比例北関東
輿水 恵一	比例北関東
石崎 徹	新潟1区
金子めぐみ	新潟4区
高鳥 修一	新潟6区
斎藤 洋明	比例北陸信越
鷺尾英一郎	比例北陸信越
菊田真紀子	比例北陸信越
務台 俊介	長野2区

## 政 党

自由民主党
公明党
民進党
自由民主党
民進党
民進党
自由民主党
自由民主党
自由民主党
民進党
民進党
自由民主党
民進党
民進党
自由民主党
民進党

## 後藤 茂之

宮下 一郎

## 長野4区

長野5区

自由民主党

自由民主党

## &lt;参議院&gt;

議員名	選挙区	政 党
藤田 幸久	茨城選挙区	民進党
山本 一太	群馬選挙区	自由民主党
古川 俊治	埼玉選挙区	自由民主党
関口 昌一	埼玉選挙区	自由民主党
矢倉 克夫	埼玉選挙区	公明党
行田 邦子	埼玉選挙区	無所属
塙田 一郎	新潟選挙区	自由民主党
若林 健太	長野選挙区	自由民主党
吉田 博美	長野選挙区	自由民主党
羽田雄一郎	長野選挙区	民進党
水落 敏栄	比例代表	自由民主党

※太字は本人出席

※早く帰られた議員の方の写真は掲載できませんでした。

日本税理士政治連盟	副会長 富澤 康人
東京税理士政治連盟	会長 渡邊 文雄
東京地方税理士政治連盟	幹事長 鈴木 崇晴
千葉県税理士政治連盟	副会長 斎藤 克己
関東信越税理士会	副会長 白津 吉英
関東信越税理士協同組合連合会	理事長 猪俣 健
関東信越税理士国民健康保険組合	理事長 中澤 譲朗



大会来賓

## 出席国會議員

(敬称略・順不同)



柴山昌彦衆議院議員(国政報告)



額賀福志郎衆議院議員



福島伸享衆議院議員



佐田玄一郎衆議院議員



福田達夫衆議院議員



小渕優子衆議院議員



石関貴史衆議院議員



黄川田仁志衆議院議員



大塚拓衆議院議員



土屋品子衆議院議員



三ツ林裕巳衆議院議員



小宮山泰子衆議院議員



鷲尾英一郎衆議院議員



務台俊介衆議院議員



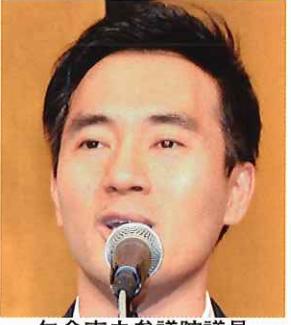
後藤茂之衆議院議員



宮下一郎衆議院議員



藤田幸久参議院議員



矢倉克夫参議院議員



羽田雄一郎参議院議員



## 懇親会スナップ



茨城・額賀福志郎衆議院議員 藤田幸久参議院議員



群馬：佐田玄一郎衆議院議員



群馬・福田達夫衆議院議員



群馬・小渕優子衆議院議員



長野・後藤茂之衆議院議員



長野・宮下一郎衆議院議員



比例北関東・石関貴史衆議院議員



比例北陸信越・鷺尾英一郎衆議院議員

# 平成28年度運動方針

## 平成28年度運動方針

自 平成28年4月 1日

至 平成29年3月31日

平成24年末に発足した安倍政権は、「日本を強くしなやかに」のスローガンを掲げ、国土強靭化政策を推し進めてきた。具体的には、金融緩和政策、財政政策、民間の成長戦略等の経済浮揚政策を推進することにより20年間続いたデフレからの脱却、経済再生、地方創生を図ることであった。

しかし、中小企業及び地方経済、個人生活において、その成果を感じることができない状況にありますます、所得、資産において格差が広がりつつある。これは、大企業優遇政策、非正規労働の拡大によるためである。そして、大企業が大都市に集中することにより、地方経済の停滞と中小企業の財政状態の悪化は表裏一体の関係にあるため、格差は広がることになる。

税理士会は、税制の原理原則を基本におきながら、中小企業に過重な負担とならない税制の確立を目指してきた。そのためには、中小企業税制に係る外形標準課税の導入阻止、欠損金の控除限度額の縮減の適用について、その動向を注視し、適正な対応をとる必要がある。

また、我が国の労働人口を増加させるため等、所得控除の抜本的改正が必要であるとともに、給与所得控除額、公的年金等控除額の見直しも必要である。これらの改正についても動向を注視しなければならない。

29年4月から消費税の税率が8%から10%にアップされることに関して、28年3月末に成立した『所得税法等の一部改正法』において軽減税率制度の導入が決定された。

税理士会としては種々の問題点を内包した軽減税率制度に対しては反対の立場をとりながら、33年4月から導入が立法化された適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対しても問題点を提起し正していく必要がある。本連盟もその動向を注視し、税理士会の要望を具現化していかなければならない。

政府主導による消費税改革や、番号制度が進むなかで、本連盟に課せられた社会的役割は、ますますその重要性を増している。本連盟は、税理士の社会的地位の向上と関東信越会の基本施策を実現するため、各種施策・運動等に取り組んでいく必要がある。

本連盟の活動理念は次に拠る。

- 1 進展する社会の要請に応え得る税理士制度の確立
- 2 時代に適合する公正で合理的な租税制度の確立
- 3 税理士の社会的地位の向上と権益の確保・拡充

本連盟は、上記の活動理念に基づき、各県税政連や後援会と連携して、本連盟の施策に賛同し尽力される国会議員を支持し、政治力を強化して次に掲げる具体的課題に取り組む。

## 一 運動方針

税制改正への対応については、中小企業の活性化に資する政策の実現や経済的弱者に配慮した政策の実現に向けた活動を行う。

社会保障・税番号制度への対応については、番号利用制度への移行を注視し、税理士業務と納税者の権利・利益に資する活動を行う。

税務行政改善への対応については、調査手続規定の運用を注視し、納税者の権利・利益の救済・保護に資する活動を行う。

税理士法の改正については、更なる税理士制度の発展を目指し、資格制度見直しの動向を注視し、改正税理士法の定着に向けて引き続き活動を行う。

税理士制度に影響を及ぼす規制改革や制度改革の動向については、迅速かつ的確な対応を行う。

国政選挙については、各県税政連や後援会と連携して、組織力を強化し、支援活動を積極的に行う。

税理士の社会的地位の向上については、納税者の理解のもとに、政治力を強化し、具体的課題に積極的に取り組む。

## 二 重点運動

本連盟は、納税者のための眞の代表を国会に送り、良好な関係を保ち、意思の疎通を図り、税理士制度発展のための次に掲げる重点運動を展開する。

- 1 税制改正への対応については、中小企業や経済的弱者に配慮した政策の実現に向けた運動を強力に展開する。
- 2 社会保障・税番号制度への対応については、管理社会への移行を注視し、適正な運用に向けた運動を強力に展開する。
- 3 税務行政改善への対応については、調査手続規定の運用を注視し、納税者の権利・利益の救済・保護に資する運動を強力に展開する。
- 4 改正税理士法への対応については、税理士制度の発展を目指し、資格制度の定着に向けた運動を強力に展開する。
- 5 規制改革や制度改革への対応については、その動向を注視し、税理士業務独占堅持のための運動を強力に展開する。
- 6 国政選挙への対応については、各県税政連や後援会と連携して組織力を強化する運動を強力に展開する。

## 平成 27 年度 収支計算書

自 平成 27 年 4 月 1 日

至 平成 28 年 3 月 31 日

## (収入の部)

(単位: 円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
分 担 金	57,752,000	57,728,000	24,000	
分 担 金	57,752,000	57,728,000	24,000	8,000円×7,216人
寄 付 金	0	360,950	△ 360,950	
個 人 か ら の 寄 付	0	0	0	
政 治 団 体 か ら の 寄 付	0	360,950	△ 360,950	
そ の 他 の 収 入	100,000	345,120	△ 245,120	
雑 収 入	100,000	345,120	△ 245,120	
前 年 度 繰 越 金	13,818,681	13,818,681	0	
前 年 度 繰 越 金	13,818,681	13,818,681	0	
合 計	71,670,681	72,252,751	△ 582,070	

## (支出の部)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	摘 要
經 常 経 費	8,200,000	7,598,501	601,499	
備 品 ・ 消 耗 品 費	500,000	28,701	471,299	
事 務 所 費	7,700,000	7,569,800	130,200	
政 治 活 動 費	62,100,000	49,994,070	12,105,930	
組 織 活 動 費	20,800,000	19,445,049	1,354,951	※ 1
選 举 関 係 費	1,000,000	0	1,000,000	
そ の 他 の 事 業 費	100,000	0	100,000	
調 査 研 究 費	100,000	0	100,000	
寄 付 ・ 交 付 金	40,000,000	30,549,021	9,450,979	※ 2
そ の 他 の 経 費	100,000	0	100,000	
予 備 費	1,370,681	0	1,370,681	
予 備 費	1,370,681	0	1,370,681	
次 年 度 繰 越 金	0	14,660,180	△ 14,660,180	
次 年 度 繰 越 金	0	14,660,180	△ 14,660,180	
合 計	71,670,681	72,252,751	△ 582,070	

## ※ 1 組織活動費内訳

組織対策費	9,154,999
大 会 費	5,441,380
交 際 費	1,480,300
広 報 費	3,368,370
合 計	19,445,049

## ※ 2 寄付・交付金内訳

日税政分担金	8,662,800
各県税政連交付金	19,652,230
後援会等活動助成金	2,033,991
知事選挙推薦料	200,000
合 計	30,549,021

## 平成28年度收支予算

自 平成28年4月 1日

至 平成29年3月31日

## (収入の部)

(単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	摘 要
分 担 金	58,192,000	57,752,000	440,000	
分 担 金	58,192,000	57,752,000	440,000	8,000円×7,274人
寄 付 金	0	0	0	
個 人 か ら の 寄 付	0	0	0	
政 治 団 体 か ら の 寄 付	0	0	0	
そ の 他 の 収 入	100,000	100,000	0	
雑 収 入	100,000	100,000	0	
前 年 度 繼 越 金	14,660,180	13,818,681	841,499	
前 年 度 繼 越 金	14,660,180	13,818,681	841,499	
合 計	72,952,180	71,670,681	1,281,499	

## (支出の部)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	摘 要
経 常 経 費	8,200,000	8,200,000	0	
備 品 ・ 消 耗 品 費	500,000	500,000	0	
事 務 所 費	7,700,000	7,700,000	0	
政 治 活 動 費	63,600,000	62,100,000	1,500,000	
組 織 活 動 費	22,800,000	20,800,000	2,000,000	※ 1
選 挙 関 係 費	500,000	1,000,000	△ 500,000	
そ の 他 の 事 業 費	100,000	100,000	0	
調 査 研 究 費	100,000	100,000	0	
寄 付 ・ 交 付 金	40,000,000	40,000,000	0	※ 2
そ の 他 の 経 費	100,000	100,000	0	
予 備 費	1,152,180	1,370,681	△ 218,501	
予 備 費	1,152,180	1,370,681	△ 218,501	
合 計	72,952,180	71,670,681	1,281,499	

## ※1 組織活動費内訳

組織対策費	10,000,000
大 会 費	7,000,000
交 際 費	2,300,000
広 報 費	3,500,000
合 計	22,800,000

## ※2 寄付・交付金内訳

日税政分担金	8,728,800
各県税政連交付金	20,000,000
後援会等活動助成金	4,500,000
衆・参議員推薦料	4,400,000
その他活動費	2,371,200
合 計	40,000,000

## 関東信越税理士政治連盟規約の一部改正の議決を求める件

### 〔提案理由〕

本連盟の事務の効率化を図るため、本連盟規約の改正を提案する。なお、本規約の改正に関し第37条第3項については、関東信越税理士会の会費収納に関する県連規約及び支部規約の変更が、理事会(平成28年5月16日開催予定)において議決されることを条件とする。

関東信越税理士政治連盟規約改正(案)新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第36条 省略  第9章 財 務  (分担金等) 第37条 県税政連は、毎事業年度の分担金を本連盟に納付しなければならない。 2 県税政連に対する分担金の算定基準は、毎年4月1日現在における当該県支部連合会の会員数(会費免除者及び税理士法人である会員を除く。)に5,500円を乗じた金額とする。 3 本連盟は、県税政連会費の収納事務を代行することができる。	第1条～第36条 省略  第9章 財 務  (分担金) 第37条 同左 2 県税政連に対する分担金の算定基準は、毎年4月1日現在における当該県支部連合会の会員数(会費免除者及び税理士法人である会員を除く。)に8,000円を乗じた金額とする。 3 (新設)
第38条から第41条 省略  附則 この規約の一部改正は平成29年4月1日から施行する。	第38条から第41条 省略

### 会費収納方法の変更について

#### 関東信越税理士政治連盟

関東信越税理士会(以下「本会」という)の会費収納方法が、平成29年4月より変更されることになりました。これに従い、これまで税理士政治連盟(以下「税政連」という)の会費を納めていただいている会員(群馬県税政連に所属する会員を除く)については、税政連の会費も本会の収納方法に合わせて変更させていただくことになりました。

従来、税政連の会費は、各支部単位あるいは各県税政連単位で集金していましたが、今回の変更により、税政連の会費は、本会の税理士会会費と共に、会員の指定口座から毎年4月26日と10月26日に各回5,000円ずつ引き落とされることとなりました。

従って、本会から送付される会費引き落とし口座指定用紙をご記入いただきますと、政治連盟の会費もその指定口座から自動的に引き落とされることになります。この会費収納方法の変更は、諸経費削減と事務効率の向上を目指して実施されるものですので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

また、本会の会費納付について、コンビニ・郵便局併用払込票の利用を希望される税理士会の会員につきましても、本会の会費と税政連の会費との合計額を納入していただくことになります。

なお、重複しますが、この収納方法の変更は、従来政治連盟の会費をご負担いただいている会員について行われるものであり、政治連盟の会費をご負担いただかない方々については適用されません。また、群馬県の税政連会員につきましては引き続き従来の方法により納入していただくこととなりましたのでお知らせいたします。

# 各県税政連だより

## 茨城県税理士政治連盟

幹事長  
海野 隆夫

### 第41回定期大会



平成28年7月21日（木）午後1時30分より、水戸市の水戸プラザホテルにおいて、第41回茨城県税理士政治連盟定期大会が開催された。伊東副幹事長の司会で始まり、生井澤副会長の開会の言葉、来賓紹介のあと、田村会長から茨税政の直面する課題・問題を中心として次のような挨拶があった。第1として、本年度の国会議員に対しての陳情の方針として、昨年と同様にではあるが、消費税の単一税率の維持について再度取り組んでいきたい。第2としては、昨年度から本格的に取り組んでいる茨税政の財政状態の改善問題の経過と今後についての説明及び茨税政会員への税政連活動への協力要請のお願いがあった。

議事は栗林会員が議長となり、幹事長の海野と富山会計幹事が議案説明をし、全ての議案は満場一致にて可決承認された。

議事終了後、来賓よりの祝辞があった。関税政の井部会長は、税政連は税理士会の目的達成の為に税理士会と一体となって連携し政治活動を行う決意と、会員の加入率の向上・会費収納

方法の問題・後援会活動の活性化等に一層取り組んでいくと述べられた。

続いて挨拶をされた茨城県連の池田会長は税理士会の近況について述べられ、本連盟に対してより一層の活動を期待しているとの激励があった。

国会議員等からの祝電披露の後、2時30分内田副会長の閉会の言葉で終了した。

昨年同様に、国会議員等は大会終了後の茨城県連・茨税協・茨税政の三会主宰の懇親会に招待したが、今年も後援会を組織している国会議員を含めて衆議院議員11人参議院議員4人を招待した。出席者は国会議員4人、代理の秘書が9人の総数13人となった。また関税政の井部会長が来賓として出席された。祝辞は乾杯の後、田所嘉徳氏 石川昭政氏（以上自民党衆議院議員）、岡田広氏（自民党参議院議員）藤田幸久氏（民進党参議院議員）の4人よりいただき、代理出席の秘書はそれぞれ司会者が紹介した。



藤田幸久参議院議員



田所嘉徳衆議院議員



石川昭政衆議院議員



岡田広参議院議員

### 後援会の活動

5月17日 「税理士による福島伸享後援会」

定期総会・国政報告会

- 6月3日 「税理士による岡田広後援会」  
定期総会・国政報告会  
7月24日 「税理士による梶山弘志後援会」  
定期総会・国政報告会

定期大会における田村会長の挨拶にあったように、本年の秋も税制改正についての陳情活動では税理士会の要望実現のため、茨税政としては各後援会の協力を仰ぎ、陳情活動をこれまで以上に積極的におこなう方針である。

## 栃木県税理士政治連盟

幹事長  
小池英之

### 1. 第45回定期大会を開催



栃税政は、平成28年7月15日（金）午後1時より、宇都宮東武ホテルグランデにおいて、第45回定期大会を開催した。

岡部記和副幹事長の司会進行により、多久善巳副会長の開会宣言、森島才子副幹事長による井部俊一関税政会長を始めとする来賓の紹介の後、大川芳宏栃税政会長の挨拶があった。

その後、司会から、本大会は定足数（代議員総数50人中出席者50人）を満たしており、有効に成立している旨の報告があり、議長に江連敏夫代議員（氏家支部）を選任した。

議長は、議事録署名人に荻原秀幸代議員（大田原支部）、倉井章代議員（宇都宮支部）の2

人を指名し、議事に入った。

議案は、第1号議案から第6号議案まで上程され、すべての議案が賛成多数で可決承認された。

議事終了後、大会決議が藤沼孝幸副幹事長により力強く読み上げられ、決意を新たにした。

このあと、来賓を代表して井部俊一関税政会長より祝辞をいただいた。

最後に、岡部副幹事長から祝電が披露され、谷中久蔵副会長の閉会宣言により、午後2時に大会を閉会した



井部俊一関税政会長祝辞



大川芳宏栃税政会長挨拶



江連敏夫議長

### 2. 福田とみかず知事による県政報告会を開催



「税理士による福田とみかず後援会」は、平成28年8月23日（火）午後5時半から、宇都宮市内のホテルニューイタヤにおいて福田富一知事による県政報告会及び懇談会を開催した。6回目となる報告会には県内の全8支部から48人

の会員が出席。

リオ五輪では、競泳の萩野公介選手、柔道の高藤直寿選手・海老沼匡選手がメダルを獲得し、甲子園では、作新学院高が54年ぶりに優勝するなど、本県代表の活躍でおおいに盛り上がった話題から、これから県政についての講演を約1時間にわたりいただいた。

その後会場を移して開催された懇談会では、知事は各テーブルを回って会員との親交を深め、さらに身近な知事を感じ取ることができた。



事長、八木国保組合群馬県理事長が出席され開催された。

議案は

第1号議案 平成27年度運動経過及び組織活動の承認を求める件

第2号議案 平成27年度収支決算の承認を求める件（監査報告あり）

第3号議案 平成28年度運動方針の議決を求める件

第4号議案 平成28年度組織活動方針の議決を求める件

第5号議案 平成28年度収支予算の議決を求める件

第6号議案 大会決議の議案を求める件

以上の全ての議案が可決承認された。



狩野要一群税政会長



富岡賢治 高崎市長

### 1. 第45回定期大会



平成28年7月26日ホテルメトロポリタン高崎において、代議員約80人出席、来賓として、大澤群馬県知事、山本前橋市長、富岡高崎市長、井部関税政会長、小林県連会長、富永群税協理

### 2. 定期大会懇親会

大会終了後の懇親会は、定期大会より引き続きご出席をいただいたご来賓の皆様に加え、衆議院議員佐田玄一郎氏、同井野俊郎氏、同石関貴史氏、同笛川博義氏、同福田達夫氏、参議院議員中曾根弘文氏（夫人）並びに各議員秘書等が参加された。群税政の狩野会長をはじめ、各代議員の多数出席により懇親会は盛り上がった。

### 3. 後援会活動

自民党群馬第2区の「税理士による井野としろう後援会」が、27年6月15日に設立され、第1回の総会が28年7月22日に開催された。群税政からは、狩野会長、柳田幹事長が出席した。



税理士による井野としろう後援会

に新井国体委員長の指示で担当を4班に分けて衆議院第一議員会館を2班、衆議院第二議員会館、参議院議員会館をそれぞれ担当した。

本人と面会ができた議員は下記のとおりである。

議員氏名(敬称略)	政党	場所	担当者		
新藤 義孝	自民党 埼玉2区	1-810	吉田	小林	
			野本	羽入田	
黄川田仁志	自民党 埼玉3区	1-816	新井	落合	間嶋
野中 厚	自民党 埼玉12区	1-419	新井	落合	間嶋
土屋 品子	自民党 埼玉13区	1-402	新井	間嶋	落合
小宮山泰子	民進党 比例北関東	1-607	新井	落合	間嶋
西田 実仁	公明党 埼玉選挙区	3-1005	寺門	鈴木	瀧澤
片山さつき	自民党 比例代表	3-420	寺門	鈴木	瀧澤

## 埼玉県税理士政治連盟

幹事長  
秋山典久

### 1 定期大会開催報告

平成28年6月8日ザ・キャピトルホテル東急において第51回定期大会を開催した。大会には代議員本人出席48人、委任状による出席194人合計242人の出席により平成27年度運動経過報告、収支決算、平成28年度運動方針(案)、収支予算(案)など1号から7号までの議案のすべてが承認された。

定期大会には関税政から来賓として井部俊一会長と高野善生副会長にご出席をしていただいた。

### 2 国会陳情報告

28年8月1日第191回臨時国会の開会日に合わせて議員会館において埼玉県選出の国会議員への挨拶回りを実施した。

当日は埼玉県税理士政治連盟の会長、正副幹事長のほかに各支局長と税理士による後援会会長が参加した。

午後1時から20分程度の打ち合わせをした後



新藤義孝議員事務所において



黄川田仁志議員事務所において



土屋品子議員事務所において

挨拶回りを終えて、参議院議員会館会議室において午後3時過ぎより正副幹事長、支局長合同会議を開催した。会議の主題は29年度から開始予定の関東信越税理士会における会費収納システムに税政連会費収納の事務委託に関する件である。現状の会費収納状況を報告し、事務委託を行うにあたって埼玉県税理士政治連盟会費を口座振替をしている会員向けの案内周知文書について検討した。



参議院議員会館会議室において

「埼玉県税政大石会長が、公明党税制調査会事務局長の西田実仁参議院議員に対して消費税率引上げ延期についての関連法案審議予定を確認」

午後1時より燕三条ワシントンホテルにおいて第49回定期大会を開催した。

当日は県下各地より代議員82人中67人（委任状出席15人）が出席。議長に土田顧問・小柳顧問を選出し、第1号議案から第8号議案までいずれも賛成多数で可決承認された。

**第1号議案** 平成27年度運動経過報告の承認を求める件

**第2号議案** 平成27年度収支決算の承認を求める件

**第3号議案** 平成28年度運動方針の議決を求める件

**第4号議案** 平成28年度会費の議決を求める件

**第5号議案** 平成28年度収支予算の議決を求める件

**第6号議案** 規約の一部改正の議決を求める件

**第7号議案** 会長専決事項の委任を求める件

**第8号議案** 大会決議の議決を求める件

午後6時5分よりの懇親会は、今年も県連との共催により行われ、冒頭に出席した国会議員10人全員より簡単な挨拶をいただいた。

#### 出席国会議員（本人出席のみ・敬称略）

石崎 徹、細田健一、金子めぐみ、長島忠美

高鳥修一、斎藤洋明、塙田一郎

（以上 自民）

黒岩宇洋、鷺尾英一郎、西村智奈美

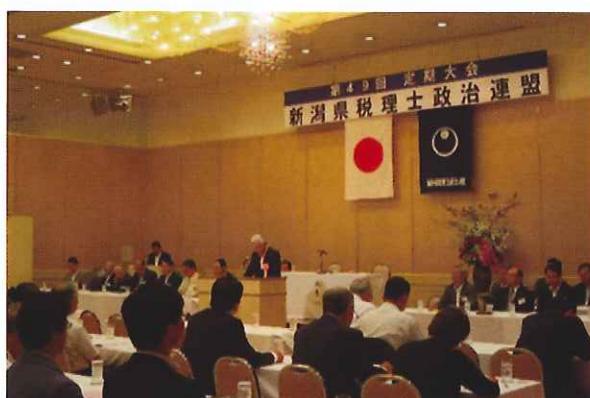
（以上 民進）

### 新潟県税理士政治連盟

幹事長

古川和夫

#### 第49回定期大会を開催



新潟県税理士政治連盟は、平成28年7月14日



石崎徹衆議院議員



金子めぐみ衆議院議員



長島忠美衆議院議員



高鳥修一衆議院議員



斎藤洋明衆議院議員

## 長野県税理士政治連盟

幹事長

横沢 正

### 第41回定期大会



百瀬征男長税政会長

平成28年7月25日（月）午後1時より、松本市ホテルブエナビスタに於いて第41回長税政定期大会を、関税政井部俊一會長ならびに後藤茂之衆議院議員、宮下一郎衆議院議員をはじめとしたご来賓をお招きして盛大に開催することができた。議事は第1号から第7号まで全ての議案が可決承認された。

来賓祝辞は、総会の冒頭に宮下一郎議員にお話しいただき、議事終了後に後藤茂之議員に、税制改正の方向性なども含め20分ほどしっかりとお話しeidaita。

また、県連との合同祝賀では、多数のご来賓にご臨席いただき、和やかに懇親を深めることができた。さらに二次会には、遅い時間にもかかわらず東京から務台俊介衆議院議員が駆けつけて下さり、しっかり懇談させていただいた。



井部俊一會長



大会来賓



宮下一郎衆議院議員



後藤茂之衆議院議員

## 後援会活動支援等

5月12日（木）本年度第1回正副会長・正副幹事長合同会議が開催され、今年度の運動方針

及び定期大会議案等審議を行った。

主だった活動は以下の通り。（若林健太後援会及び選挙関係会合除く）

- 5月19日 税理士による羽田雄一郎後援会総会（ささや：上田市）
- 5月20日 税理士による務台俊介後援会（県税理士会館会議室 松本市）
- 5月26日 監査会（県税理士会館会議室 松本市）
- 5月28日 自民党長野県連第46回大会（安曇野市 サンモリッツ）
- 6月10日 佐久支部総会（消費税改正への考え方他説明 佐久グランドホテル）
- 6月11日 税理士による羽田雄一郎後援会勉強会（上田温泉ホテル祥園 上田市）消費税複数税率阻止と申告不要制度の創設に向けた説明を直接代議士に行う。
- その後給付付税額控除の検討も含め、意見交換を行った。
- 6月20日 第1回幹事会（県税理士会館会議室 松本市）定期大会議案審議
- 7月13日 第1回財務委員会（県税理士会館会議室 松本市）会費規定の変更について
- 7月25日 第2回正副会長正副幹事長合同会議（ホテルブエナビスタ 松本市）定期大会進行について、会費収納について、財務省との意見交換会についてなど

## 税理士による国会議員後援会名簿（新設）

国会議員名	選 挙 区	政 党 名	後 援 会 会 長 名	後 援 会 幹 事 長 名	設 立 年 月 日
西 田 実 仁	参・埼玉選挙区	公明党	寺 門 好 雄	赤 松 則 宏	H28. 5. 24



## 第24回参議院議員通常選挙 を振り返って

関東信越税理士政治連盟

幹事長 渡 邊 輝 男

平成28年6月22日に公示された第24回参議院議員通常選挙は、7月10日に投開票された。

関東信越税理士政治連盟（以下「当連盟」という）が推薦した9人の候補者の氏名とその当落の結果は次のとおりである。

選挙区	推薦候補者名	政 党	当 落
茨城県	岡田 広	自民党	○
	郡司 彰	民進党	○
栃木県	上野 通子	自民党	○
群馬県	中曾根弘文	自民党	○
埼玉県	関口 昌一	自民党	○
	大野 元裕	民進党	○
	西田 実仁	公明党	○
新潟県	中原 八一	自民党	×
長野県	若林 健太	自民党	×

○・・・当選、×・・・落選

当連盟の当選率は77.77%であり、日税政の当選率が77.27%であるから、全国平均にはほぼ近い結果となった。今回の選挙の全国的な特色は、1人区に関して、関東信越から北は民進党的当選者が多く、南は与党の当選者が多かった。また、当連盟における特色は、新潟県も長野県も今回の選挙から2人区から1人区に変更された県であったということである。当落の原因是、参議院選の場合、県民性、知名度、党の政策、6年間における選挙民との触れ合い及び県への貢献度等が絡み合って決まるので、どれが直接

の原因であるかは定かではない。

今回の参議院選では、消費税の増税の再延期については与野党共に賛成であり、憲法改正についても与党は強く主張しなかったので、与野党の政策の争点は見いだせなかった。強いて争点を揚げれば、アベノミクスが順調であるか失敗であるかという、過去2回の選挙と同じく、安倍政権の経済政策つまり景気回復に期待するか否かだけであった。結果的には、民主党政権時代よりも、安倍政権の方が景気回復に貢献しているという見方が国民的回答であった。

今後、衆議院の解散はどうなるかという点について私見を述べてみる。今回の参議院選により、参議院において改憲勢力の議席が3分の2超を占めたことになった。つまり、与党において憲法改正の発議ができる状態になったということである。これだけの議席がある状態において衆議院の解散を行う利点を考えてみると、利点はないと考えるのが一般的である。従って、当分の間、選挙はないと考えられる。もし、衆議院の解散があるとすれば、安倍総理の自民党総裁の任期前である。任期前に衆議院を解散し、衆議院選において多数の当選者を出すことが出来れば、安倍総理の求心力が更にアップし、任期延長ということもあり得る。

当連盟の幹事長として財政状態を考慮すると、2年間国政選挙がないことを期待するばかりである。

# 各県参議院議員選挙の総括

## 参議院議員選挙を振り返って

茨城県税理士政治連盟

幹事長 海野 隆夫

第24回参議院議員通常選挙は平成28年6月22日公示、7月10日投開票という19日間の日程で行われたが、茨税政は、茨税政規約に則り、遡ること約半年前の1月14日に正副幹事長会2月26日に推薦審査会を開催し、茨税政推薦・関税政推薦依頼候補者として決定した。茨城全県区は定員が2人であるので、岡田広（自民党・現職）郡司彰（民進党・現職）の2人を推薦した。公示日に後援会会长ならびに茨税政役員が選挙事務所を訪問し応援した。結果は立候補者総数6人投票総数約121万票のうち推薦議員の2人で投票総数の約75%の91万票超を獲得し、当選された。

## 第24回参議院議員通常選挙

群馬県税理士政治連盟

幹事長 柳田廣隆

第24回参議院議員通常選挙7月10日

群馬県

当選 中曾根弘文	自民党	527,371票	6回
堀越 啓仁	民進共産社	248,615票	新
岡安 陽	諸派	23,550票	新

以上、中曾根氏が他の候補者に大差をつけ6回目の当選となった。

日税政、関税政、群税政の推薦あり。



## 第24回参議院議員通常選挙

栃木県税理士政治連盟

幹事長 小池英之

平成28年7月10日に行われた第24回参議院議員通常選挙については、本連盟は、3月8日・25日に推薦審査会（書面審議）を開催し現職である上野通子氏（自民党）を推薦候補者として決定し、のちに関税政・日税政の推薦候補者としても決定された。

開票の結果は、484,300票（58.9%）を獲得し見事当選。

本連盟としては、「税理士による後援会」がないこともあり、各地区で開催された総決起大会・出陣式等に積極的に参加する程度の運動に留まった。

## 参議院議員選挙報告(埼玉県選挙区)

埼玉県税理士政治連盟

幹事長 秋山典久

第24回参議院議員通常選挙にあたって、埼玉県選挙区定員3人に対して現職の関口昌一氏（自民党）、大野元裕氏（民進党）、西田実仁氏（公明党）の3人と比例代表候補片山さつき氏（自民党）を埼玉県税理士政治連盟による推薦候補者とした。選挙結果は4人とも当選であった。選挙期間中は各候補者の事務局から毎日遊

説スケジュールの連絡を受けて関連する役員に報告をした。

また、税理士による後援会のある関口候補者と西田候補者は後援会役員が中心になって選挙応援を行った。大野候補者については民進党幹事長の枝野後援会が中心になって応援を行った。



28年5月24日税理士による西田実仁後援会設立総会において関東信越税理士政治連盟の渡邊幹事長から推薦状を手交した。



28年6月29日さいたま市市民会館うらわ 大野元裕総決起大会に税政連役員多数が参加

## 推薦した中原候補者惜敗

新潟県税理士政治連盟

幹事長 古川和夫

改選議席が2から1に減った新潟選挙区。日税政、関税政、新税政推薦で自民党現職の中原八一候補者と野党統一候補者で無所属元職の森ゆうこ候補者の事実上一騎打ちとなった。改選数1への削減は、当選ラインの大幅な上昇に直結し、両陣営とも無党派層への取り込みに必死だった。

与党は安倍総理が3度来県。また幹部が連日

応援に駆け付けた。しかし出口調査では無党派層の7割近くを取り込んだ野党に敗退してしまった。

その差わずか2,279票。中原候補者の獲得した票は、落選した全国の選挙区候補者で最も多い得票で激戦ぶりを物語っている。

## 参議院議員選挙を振り返って

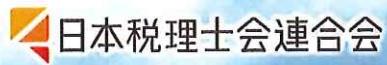
長野県税理士政治連盟

幹事長 横沢正

改選数が2から1に減り、「自公」対「野党」の事実上の一騎打ちの構図となった今回の長野県における参議院議員選挙。3年前の参院選の野党3党の獲得票を単純に足すと60万票となり、若林健太候補者（自民党）の36万票を大きく上回るという厳しい見通しの中、首相が3度も来県するなど異例とも言える選挙戦。日税政・関税政の推薦候補者であり、税理士・公認会計士として同朋である若林健太候補者を何とか当選させるべく、後援会組織の再編成も含め早期から活動してきた。6月10日には推薦状の進呈、6月27日には、小林日税政幹事長、渡邊日税政国対委員長同席のもと、決起大会を行った（於：若林健太事務所）。得票数は前回を大きく上回る499,974票を獲得したが善戦むなしく惜敗となってしまった。



平成29年度



# 税制改正に関する 建議書の概要

## □ 税理士法第1条(税理士の使命) □

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

## □ 税理士法第49条の11(建議等) □

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。(※第49条の15により、日本税理士会連合会に準用されている。)

### 税制に対する基本的な視点

- ①公平な税負担
- ②理解と納得のできる税制
- ③必要最小限の事務負担
- ④時代に適合する税制
- ⑤透明な税務行政

### 建議書の構成

- 中長期的な視点から検討した税目ごとの「I 今後の税制改正についての基本的な考え方」
- 全国15の税理士会及び当連合会の516項目の税制改正意見から27項目に集約した「II 税制改正建議項目」
- ※本紙では、特に重要かつ早期実現が必要と考える13の「重要建議・要望項目」を掲載(裏面)

## 今後の税制改正についての 基本的な考え方(抜粋)

### 中小法人税制

- 中小法人の実態に十分配慮した各種規定の見直し
- 資本金基準と他の指標(従業員数など)の組合せによる中小法人の範囲の見直し

### 所得税

- 就労促進と所得再分配機能の回復に向けた所得税制の構築と既存の各種措置の見直し

### 法人税

- 税率引下げによる税収減の補填のみならず、税負担の公平を図るために課税ベース構築を検討
- 確定決算主義の維持、役員給与・各種引当金に関する規定の見直し

### 消費税

- 単一税率制度の維持
- 請求書等保存方式の維持
- すべての事業者を課税事業者とし、課税売上高が僅少である事業者について申告不要制度を創設

### 相続税・贈与税

- 延納・物納手続き等の見直し及び周知拡大
- 世代間の資産移転を促進するため、贈与税の負担軽減を検討
- 事業承継税制の適用要件のより一層の緩和

### 地方税

- 中小法人への外形標準課税の不適用
- 土地の固定資産税課税標準額に係る負担調整措置等の廃止を検討
- 個人事業税の対象事業及び税率の見直し

### 納税環境整備・その他

- 納税者憲章の制定、税務調査の事前通知の弾力的な運用、加算税制度の見直し
- 社会保険料の事業主負担割合の見直し
- 固定資産課税台帳における法人番号・個人番号の付番促進

### 国際税制

- 租税条約の拡充による二重課税の排除、不正な租税回避の防止

### 災害対応税制

- 災害税制に関する基本法の制定

# 平成29年度 税制改正に関する重要建議・要望項目



日本税理士会連合会  
日本税理士政治連盟

## 最重要建議・要望項目

### ▶ 「災害税制に関する基本法」の立法化について

災害により甚大な被害が発生した場合、納税者が税制上の取扱いを判断できるよう、震災等の災害に対応すべく各税目を横断的に統合し、災害発生後は直ちに災害税制として機能する恒久法として、「災害税制に関する基本法」を立法化すべきである。その際には、制定の趣旨及び対象となる「災害」の定義を明確にした上で、納税義務及び手続等に係る基本的な取扱いを規定する。

### ▶ 中小法人税制について

#### ①事業税の外形標準課税は中小法人に適用すべきではない

中小法人は、大法人と比較すると財務基盤が弱く欠損法人割合も高い。外形標準課税は、担税力のない中小法人の経営を圧迫し、さらには中小法人の雇用の維持・創出にも影響を及ぼすことになるため、中小法人に適用すべきではない。

#### ②欠損金の控除限度額の縮減は中小法人に適用すべきではない

中小法人以外の法人について、青色欠損金の控除限度額を所得金額の100分の50相当額まで段階的に引き下げるようになった。しかし、事業基盤の弱い中小法人については、業績回復の阻害要因とならないよう、欠損金の控除限度額に制限を設けるべきではない。

### ▶ 消費税制について

軽減税率(複数税率)制度は、区分経理等により事業者の事務負担が増加すること、低所得者対策として非効率であること、財政が毀損し社会保障給付の抑制が必要となること等の理由から、単一税率制度の維持を主張してきている。

平成35年10月に予定されている適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス方式)への移行は、すべての事業者の事務に多大な影響を与えることになり、新たな負担により事業者の活力が失われないようにする必要がある。この点については、例えば、請求書等に一定の記載事項を追加することにより、区分経理等は十分可能であるとも考えられる。

事業者の事務負担と徴税コスト等を考慮し、仕入税額控除方式(インボイス方式を含む)、免税点制度等の見直しを含めた消費税制のあり方について検討すべきである。特に免税事業者が取引から排除されることのないよう対策を講じなければならない。

### ▶ 取引相場のない株式等の評価の適正化について

取引相場のない株式等の評価は、原則として純資産価額方式と類似業種比準方式に基づいて行われるが、適性化を図る観点から早急に見直すべきである。

すなわち、純資産価額方式においては、相続開始前3年以内に取得した土地等と建物等についても通常の評価方法とし、評価会社が退職給付債務を負っている場合は、一定額を負債とすべきである。

また、類似業種比準方式は、評価会社の業績に変動がない場合においても、上場会社(類似業種)の株価等の変動が評価額に影響を及ぼすが、大幅な変動を平準化する措置を検討すべきである。

## 中小法人税制

### 1. 中小法人の減価償却方法は定率法と定額法の選択適用を維持すること。(建議・要望項目1)

法人が事業の用に供する車両や機械装置などの固定資産は、通常、早期の経済的価値の減少が大きいものと認められる。また、金融機関の融資期間は法定耐用年数より短い事例が多い。

減価償却方法の定額法への一本化は、設備投資額の早期費用化が抑制されることになるため、設備投資意欲の減退を引き起こす懸念がある。

したがって、中小法人には定率法と定額法との選択適用を認めるべきである。

## 所得税

### 2. 役員給与に係る給与所得控除について別途の基準を設けないこと。(建議・要望項目4(3))

役員給与に係る給与所得控除について、一般従業員とは別の基準を設けるべきとの意見があるが、課税の公平の観点から適切でない。むしろ、一般従業員も含め給与所得控除における概算経費部分の水準について見直すべきであり、あえて役員給与に対する課税のあり方を区別する必要はない。

### 3. 所得控除を整理・簡素化すること。(建議・要望項目6)

所得控除が累次に拡充されてきた結果、所得税の所得再分配機能が低下している。また、働く意欲のある女性や高齢者が活躍できる社会環境の整備と働き方の選択に対して中立的な税制を構築することは、わが国の緊急の課題である。よって、所得再分配機能の回復と就労促進の観点から、税収中立を原則としつつも、所得税制を抜本的に改正すべきである。

#### (1)基礎控除・配偶者控除等

所得控除制度全体の見直しの中で基礎控除額の増額を行い、配偶者控除については、働き方の選択に対して中立的で就労に及ぼす影響が少なくなるような制度を検討すべきである。

#### (2)医療費控除

医療費控除は、医療保険制度の充実により、その必要性は小さくなってしまい、廃止を含めた見直しが必要である。当面の見直しとして、担税力の減殺があった場合にのみ適用されるよう、最低限度額を総所得金額の5%とすることが適切である。

#### (3)年少扶養控除

子育て世帯を支援する観点から、児童手当のあり方を総合的に見直し、年少扶養控除の復活を検討すべきである。

### 4. 土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。(建議・要望項目7)

平成16年度税制改正により、土地建物等の譲渡損益と他の所得との損益通算及び譲渡損失の繰越控除制度が廃止され、担税力を失った部分にも課税されることになった。また、これによって遊休不動産の売却による流動化が阻害され、経済活性化への一層の足かせとなっている。

したがって、土地建物等の譲渡損益は、適用税率を検討した上で、他の所得との損益通算を認めるべきである。

## 法人税

### 5. 確定決算主義を尊重し、損金算入規定等について見直すこと。(建議・要望項目10)

#### (1)役員給与

役員給与は職務執行の対価であり、経営者のモチベーションを高めるためにも、恣意性のあるもの、不相応に高額なもの等損金不算入とする役員給与を明示したうえで、原則として損金の額に算入すべきである。

#### (2)退職給付引当金・賞与引当金

労働協約や就業規則等により退職金や賞与の支給が明確に規定されている場合は、将来において支出される蓋然性が高く、従業員に対する確定債務的な要素を有している。

したがって、退職給付引当金及び賞与引当金の繰入れについて、損金算入を認めるべきである。

適正な期間損益計算を課税所得に反映させることは、税負担の平準化に有効であり、会社計算規則や中小法人の会計に関する諸規定においてもこれらの引当金の計上が求められている。

#### (3)貸倒引当金

破産手続開始の申立て等の一定の事実が生じた個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入率については、実際の配当率等を参考にして、現行の50%を見直す必要がある。

#### (4)寄附金

法人の社会貢献を推進するため、特定公益増進法人等や認定NPO法人に対する寄附金の損金算入限度額の拡大を検討すべきである。特に、中小法人の寄附活動を促進するためには、資本金等基準を引き上げることが適切である。

## 消費税

### 6. 基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱い、新たに小規模事業者に対する申告不要制度を創設すること。(建議・要望項目13)

基準期間制度を廃止してすべての事業者を課税事業者とし、その課税期間の課税売上が僅少である一定の事業者には、届出書の提出を要件として、申告・納付を不要とする申告不要制度を創設すべきである。

### 7. 簡易課税制度のみなし仕入率を引き下げ、設備投資に対する別枠での控除を認めること。(建議・要望項目14)

簡易課税制度については、みなし仕入率を引き下げた上で設備投資に係る仕入税額控除を認め、一定の要件を付した上でその課税期間に係る諸届けの提出時期を申告期限までとする。

## 納稅環境整備・その他

### 8. 個人事業者番号を導入すること。(建議・要望項目22)

法人と個人事業者等の競争の中立性を確保し、その管理等に係る社会的コストを低減するために、個人事業者等については、法人番号と同様に運用上の制限が少ない「個人事業者番号」を導入し、その付番を選択的に受けられるようにする必要がある。

## 災害対応税制

### 9. 東日本大震災に係る震災特例法に追加措置を行うこと。(建議・要望項目27)

東日本大震災や今般の平成28年熊本地震のような大規模震災等が今後も発生すると予測されている。現行のように災害が発生してから災害特例法を立法化し対応するのでは迅速性に欠け、税体系としての整合性に欠ける結果を招きかねないことから、税制においても恒久法として「災害税制に関する基本法」を立法化すべきである。

また、東日本大震災については、特に以下の項目について、速やかに震災特例法に追加措置を行う必要がある。

#### (1)災害損失控除の創設

#### (2)原子力損害賠償制度による損失と収入の平準化等の措置

#### (3)東日本大震災復興特別区域法の適用要件の緩和

## 平成29年度税制改正要望に関する重点項目説明 関東信越税理士政治連盟

### 最重点要望項目

#### I 消費税制について

軽減税率を含む複数税率は、税率ごとの区分経理等により事業者の事務負担が増加します。

軽減税率は所得や資産が多い者にも軽減を受けることができるため、必ずしも低所得者への配慮になるものとは言えません。

税理士会では、単一税率制度の維持と低所得者への配慮として給付付き税額控除を強く主張しています。

消費税率の10%への引き上げ、軽減税率を含む関連規定が2019年（平成31年）10月まで2年6か月延期になりますが、この間に低所得者対策としては軽減税率制度に固執するのではなく、給付付き税額控除などの制度も含めて再考すべきではないでしょうか。

2023年（平成35年10月）からは仕入れ税額控除を受けるために適格請求書等（いわゆるインボイス）の発行を受けて保存しなければなりません。

インボイス方式への移行は、発行する事業者だけではなく受領する事業者にも多大な影響を与えることになり、新たな事務負担によって事業者の活力が失われないようにする必要があります。

この点については、例えば、現行の請求書等に発行者の法人番号など一定の記載事項を追加することにより、仕入税額控除の証明は担保できるものと考えられます。

事業者の事務負担や国の徴税コスト等を考慮し、インボイス方式を含む仕入税額控除方式、基準期間による免税点制度等の見直しを含めた消費税制のあり方について抜本的に検討すべきです。

特に、インボイスが発行できない免税事業者からの仕入れについて税額控除を受けることができなくなることもあり、小規模の免税事業者が取引から排除されることのないよう対策を講じる必要があります。

#### II 中小法人税制について

次の項目は、中小法人の雇用と資金繰りの悪化を防ぐためだけでなく、地方創生の観点からも中小法人には適用すべきではないものと考えています。

##### ① 外形標準課税は中小法人に適用すべきではない

地方税の事業税における外形標準課税の課税標準である付加価値割の大半を占めるのは従業員の給与です。

中小法人は大企業と比較すると労働分配率が高いことから、中小法人に外形標準課税が導入された場合には、中小法人の雇用の維持と創出に影響を及ぼすことになり、特に給与を引き上げて景気を回復するという政府の方針に反することになります。また、このことは地方創生にも逆効果になってしまいます。

また、欠損法人等にも課税を強いられることから担税力のない中小法人の資金繰りを圧迫することとなり、設備投資を控える要因にもなってしまいます。

さらに、外形標準課税は地方税であり、税務調査などは地方税職員が行わなければならず。執行上において地方公共団体における事務負担を増大することになってしまいます。

##### ② 繰越欠損金の控除限度額の縮減は中小法人に適用すべきではない

企業活動の継続性と業績回復を支援する観点からは、企業規模の大小を問わず、繰越欠損金には控除制限を設けるべきではありません。

特に中小法人は、大法人と比較して事業基盤の弱い法人が多く、繰越欠損金の控除を制限することにより資金繰りが圧迫することとなってしまいます。

業績回復の阻害要因とならないように、中小法人に対しては現行の繰越欠損金の100%控除制度を維持すべきです。

### Ⅲ 取引相場のない株式等の評価の適正化について

事業承継税制の適用を受けるための、相続（贈与）税の計算において、取引相場のない非上場株式の評価は、原則として純資産価額方式と類似業種比準方式に基づいて行われています。

これらの計算方法には次のような問題があります。

純資産価額方式においては、相続開始前3年以内に取得した土地等と建物等は帳簿価額（取得時の時価）で資産として計上しなければなりません。

一方で退職給付債務については、蓋然性の高いものであっても負債としての計上が認められていません。

これでは会社の実態と異なる株式評価の価額になってしまいます。

純資産価額方式により非上場株式の評価をする場合には土地等と建物等は帳簿価額（取得時の時価）ではなく相続（贈与）時点の評価額とし、退職給付債務なども考慮すべきです。

また、類似業種比準方式は、評価会社の業績に変動がない場合においても、上場会社（類似業種）の株価等の変動が評価額に影響を及ぼすこととなっています。このことは経済産業省も29年度改正で新規要望をしています。

取引相場のない株式等の評価方法のあり方について、適正な評価額になるように早急に見直しをすることにより、事業承継税制をより有効に活用できるようにすべきです。

### Ⅳ 「災害税制に関する基本法」の立法化について

災害が国民生活に与える影響は甚大です。

東日本大震災や今般の平成28年熊本地震、大型台風による水害のような自然災害ばかりではなく、原子力発電所の事故、新型インフルエンザ・エボラ出血熱等の感染症やテロ等による被害も想定しなければなりません。

このような甚大な被害が発生した場合、いかに迅速に国家規模の災害危機管理体制を整備するかが問われているところです。

税制においてこのような対応を可能とするためには、恒久法としての「災害税制に関する基本法」を立法化すべきであると考えています。

この基本法は、甚大な被害に対応すべく各税目を横断的に統合し、災害発生後は直ちに災害税制として機能させるものとすべきです。

基本法策定の手順としては、

- ① 税制上の「災害」そのものに関する定義を定めること
- ② 適用対象者として、特定の地域の直接の被災者だけでなく、間接的な被災者も含めて考えること
- ③ 上記対象者に対して、納税義務、申告期限及び納税に関する規定は、個別の税法や国税通則法に規定するのではなく、適用関係を明確にできるようこの基本法にまとめること
- ④ 復旧・復興に関する税法の特例規定を各税目に置くのではなく、基本的なアウトラインを縦断的にこの基本法にまとめることです

上記の法整備を基に、最終的に「防災」に関する基本的な取り組みに資する税制のフレームワークまで構築できれば、更に有益な基本法になると思われます。

特に、東京一極集中のわが国では、首都圏に甚大な災害が発生した場合の備えがなければ日本全体が機能不全に陥ることは明らかであり、被災に対して円滑な税制対応できるよう基本法の制定を望みます。

## 関税政の動き

平成28年4月28日 第2回正副会長・正副幹事長会合同会議

(書面審議)

議題 (1) 「関東信越税理士政治連盟規約(第37条第2項)」の一部改正(案)について

平成28年5月11日 会計監事会

(本会会議室)

議題 (1) 平成27年度監査の実施について

平成28年5月11日 第3回 幹事会  
(本会会議室)



議題 (1) 「会費収納プロジェクトチーム」の発足について  
(2) 第50回定期大会議案について  
(3) 第50回定期大会諸準備について  
(4) その他

平成28年6月8日 第3回正副会長・正副幹事長会合同会議

(ザ・キャピトルホテル東急)

議題 (1) 「会費収納検討プロジェクトチーム」の発足について  
(2) 第50回定期大会事前打ち合わせについて

平成28年6月8日 第50回定期大会

(ザ・キャピトルホテル東急)

議題 (1) 平成27年度運動経過及び組織活動の承認を求める件  
(2) 平成27年度収支決算の承認を求める件(監査報告)  
(3) 平成28年度運動方針の議決を求める件  
(4) 平成28年度組織活動方針の議決を求める件  
(5) 平成28年度収支予算の議決を求める件  
(6) 関東信越税理士政治連盟規約の一部改正の議決を求める件  
(7) 大会議決の議決を求める件

平成28年6月21日 第1回会費収納プロジェクトチーム会議

(本会会議室)

議題 (1) 税理士政治連盟の会費の徴収事務を本会に委託することについての可否

(2) 各県税政連の今後の対応方針について

平成28年7月8日 第2回会費収納プロジェクトチーム

(本会会議室)

議題 (1) 関税政として会費一括徴収の取りまとめ、結論について  
(2) 事務委託契約の内容について  
(3) 口座振替依頼書の同意の取り方について

平成28年7月28日 第4回正副会長・正副幹事長会合同会議

(本会会議室)



議案 (1) 定期大会の反省点及び次回において善処すべき事項について  
(2) 会費収納一括収納について  
(3) 日税政定期大会の代議員の選出について  
(4) その他

平成28年8月23日 第1回正副幹事長会議

(本会会議室)



議題 (1) 次回の正副幹事長会議の日時決定について  
(2) 関東信越税政連の平成29年度税制改正の要望項目について  
(3) 後援会会長連絡会議等の打ち合わせについて  
(4) 一斉陳情について

平成28年9月5日 第2回広報委員会

(本会会議室)



- 議題 (1) 「関税政」第33号の反省について  
 (2) 「関税政」第34号の編集について  
 (3) その他

**平成28年9月23日 後援会会長連絡会議**

(国保組合3階会議室)

- 議題 (1) 後援会会長による近況報告と意見交換について  
 (2) 後援会対策委員会からの報告について  
 (3) 「効果的な陳情方法」について  
 (4) 平成29年度税制改正要望項目の説明について  
 (5) その他報告事項について



## 編集後記

### 広報委員長 柳澤 彰

選挙権年齢を18歳とした初の選挙の投票率は、話題性と学校での主権者教育等の効果かままずますのようでしたが全体としては低調でした。やはり大人の政治への感心を高めることが重要と痛感し、そのためにも税理士が率先して政治を身近なものにする必要があり、親しみやすい会報で情報を発信していくことが大切と考えています。

### 広報副委員長 岸 生子

暑い夏、9月に入ってもまだ暑い。関東地方への台風直撃。今日も急な大雨、その後の青空、蒸し暑い。地球温暖化の影響だというが、中国がパリ協定批准を決めた今後に期待できるのか？4年後の東京オリンピックが心配。そして毎日のビールが美味しい私は反省。

### 広報委員 加藤 信彦

息子が高校受験の年になりました。つい最近まで真っ黒になって部活をし勉強という感じではなかったのですが、切り替えて目標を決め頑張っている姿を見ると、自分も何か目標を作りやらなくてはと考えられる毎日です。

### 広報委員 久保 一則

平成29年度税制改正に関する重要建議・要望項目が決定された。消費税については、昨年に引き続いて単一税率制度の維持（軽減税率反対）が要望されている。この要望実現のためには、「特殊支配同族会社の役員給

与損金不算入」制度を廃止に追い込んだ時のような強力な政治力と、粘り強く地道な税政連の活動が必要である。

### 広報委員 市花 宏之

第24回参議院議員通常選挙終了後の広報発行ということで、中身の濃い号の校正をさせていただき、再認識した事柄が多くったように思います。各県税政の活動にも触れられ私自身もワンランクアップしたような…。

### 広報委員 青柳 孝

原稿の推敲をしていると、言葉の言い回しや文体というものは、書いた方々の人格そのものだと思うことがあります。お会いしたことのない方々の、関税政にかける想いを感じた編集作業でした。

### 広報委員 田中 操

定期大会の会長あいさつ「三つの基本政策の実現に向けて」のなかに、「関税政は各県税政の会費を前提に分担金として収入される」しくみの解説とともに「会費収納率の向上」があります。その「会費収納方法が平成29年4月より変更される旨のお知らせ」記事も御覧いただけましたでしょうか。編集にあたり気になった次第です。

### 広報委員 依田 央雄

人それぞれの言い回しがあり、個性的な文章を編集するのは非常に難しいと感じました。

税理士協同組合の

税理士顧問料の  
集金は

# 報酬自動支払制度

税理士顧問料の集金は

利用実績  
No.1

『口座振替』が便利です。

安心

確実

便利

税理士協同組合事業

未収防止

関与先1件から  
利用できます

関与先様の  
集金は

# My 集金NET

集金業務でお悩みの関与先様をご紹介ください。

ご紹介謝礼として税理士先生へご利用成約1関与先につき30,000円謹呈

- アパート・マンションの家賃、管理費
- 駐車場利用料 ●貸しビルテナント料
- 塾・音楽教室など各種月謝
- 新聞雑誌などの購読料



などの様々な集金業務を1件からサポートします。



お申込み・お問い合わせは、下記までお電話ください。

税理士協同組合事務代行社 株式会社日税ビジネスサービス

**0120-155-551** 携帯電話からは03-3345-0888



報酬自動支払制度

## 悩んでいませんか?! 退職金対策



安心できる退職金制度は?

関与先にも紹介したい…

ぜいたいきょうが  
安心! オススメ!

そんなときは、税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための  
**特定退職年金共済制度**

えっ? 複利で2%!?

ひとり1件紹介キャンペーン実施中

関与先・税理士会員を紹介いただいた場合、諸経費をお支払いたします

例) 関与先を紹介いただいた場合、

新規加入事業所 1件につき 20,000円+消費税  
被 共 濟 者 1名につき 5,000円+消費税

\*ご紹介の経緯によって金額が変わらる場合がございます。詳しくはぜいたいきょう事務局まで。



ご加入いただける方

満65歳  
未満まで  
OK!



制度の特徴

- 月額3,000円から、確かな保証!
  - 掛け金は全額必要経費、または損金に計上できます。
  - 制度加入前の勤務期間を最長10年まで通算できます。  
ただし、満60歳未満の方まで可。
- \*掛け金については、「退職年金共済制度のおり」をご覧ください。  
お手元がない場合はぜいたいきょう事務局までご請求ください。
- 退職一時金は職員に直接お支払いたします。
  - 退職年金は、退職後(受給用件を満たした場合)10年間にわたって職員にお支払いたします。

★充実した福祉事業制度(結婚祝金・出産祝金・死亡弔慰金をご用意)

	共済契約者	被共済者
結婚祝金	20,000円	10,000円
出産祝金		10,000円
死亡弔慰金	50,000円	30,000円

\*掛け金の費用負担は  
ございません。

退職一時金及び遺族一時金の給付例 単位円

口数	10口(10,000円)の場合		
加入期間	基本退職年金月額	基本退職一時金	基本遺族一時金
1年		117,700 掛け金 120,000	157,700 掛け金 120,000
5年		612,300 掛け金 600,000	692,300 掛け金 600,000
10年	11,820	1,288,300 掛け金 1,200,000	1,388,300 掛け金 1,200,000
15年	18,670	2,034,700 掛け金 1,800,000	2,134,700 掛け金 1,800,000
20年	26,240	2,858,800 掛け金 2,400,000	2,958,800 掛け金 2,400,000
25年	34,590	3,768,600 掛け金 3,000,000	3,868,600 掛け金 3,000,000
30年	43,810	4,773,100 掛け金 3,600,000	4,873,100 掛け金 3,600,000
35年	53,990	5,882,200 掛け金 4,200,000	5,982,200 掛け金 4,200,000
40年	65,230	7,106,700 掛け金 4,800,000	7,206,700 掛け金 4,800,000

\*給付額は一般社団法人ぜいたいきょう退職年金共済規約に基づく基本退職年金等の金額であり、掛け金改定されることがあります。そのため3年ごとに給付額の見直しをいたします。

\*1口1,000円のうち、運営事務費は30円です。

\*基本遺族一時金について、基本退職一時金の上乗せ金額に対する掛け金の費用負担はございません。

### 税退共

一般社団法人 ぜいたいきょう

(旧 社団法人 税理士事務所職員退職年金共済会)

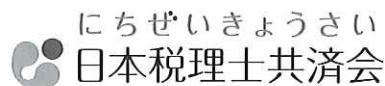
制度の詳細はホームページをご覧ください <http://www.zeitaikyo.com> ぜいたいきょう [検索]

ホームページをリニューアルいたしました!!

〒330-0846 さいたま市大宮区大門町2-88 大野ビル6階 Tel.048(645)8720 Fax.048(645)9261

ぜいたいきょうは税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための特定退職年金共済制度を運営することを通じて、皆様の繁栄を応援しています。

1983年(昭和58年)に設立されて以来、お預かりした掛け金の健全運営に努め、給付金に反映させています。

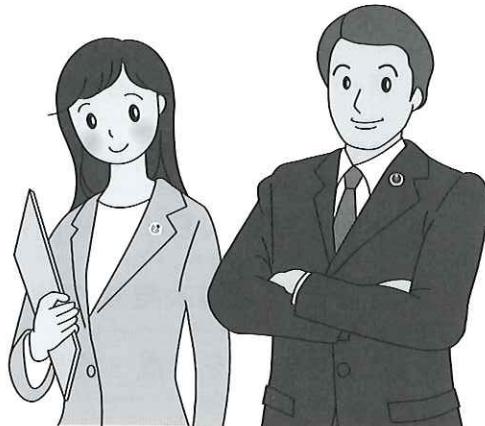


## 税理士業界「助け合い」の合言葉 「にちぜいきょうさい」

日本税理士共済会は、昭和28年10月26日に日税連の「厚生委員会」として誕生しました。このたび、弊会の創立記念日である10月26日を「税理士相互扶助の日」として記念日登録いたしました。相互扶助組織の設立に尽力された先人のご苦労に思いを馳せ、助け合いの基本理念を広め、税理士業界の福利厚生制度の充実に貢献して参ります。

日本税理士共済会の「災害見舞金制度」は、弊会の各種保険制度・年金制度に加入されている皆様にご負担いただいている制度運営費の一部を、見舞金の原資としております。昭和28年の水害以来、突然襲いかかる地震や水害等の自然災害で被災した仲間を助ける弊会独自の制度です。

自分の「ある日突然」に備えるため、  
そして仲間の「ある日突然」に備えるため、  
日本税理士共済会の各制度へのご加入を是非ともお願い申し上げます。



日本税理士共済会 理事長 石丸 修太郎

税理士はもちろん、税理士事務所・税理士法人の職員の方もおひとりから加入できます

### 税理士団体保障

最大2,500万円の災害割増特約付団体定期保険

### 選べる医療保障マイセレクト

1泊2日以上の入院・手術を保障

### 所得補償

万が一の就業不能時の所得を補償

### 個人年金

旧個人年金保険料控除適用。別途積増制度あり

### 大型年金

5年に一度の特別一時金1口1万円から

### 普通年金

保障と積立てを兼備1口2,000円から

### 損害保険(海外旅行保険・ゴルファー保険・自転車保険)

### 税理士とその配偶者の保障制度

### おしどり保障

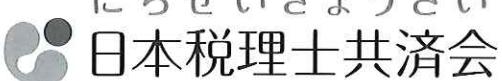
税理士とその配偶者のみが加入できる団体定期保険

### 事務所で加入する医療保険

### 団体介護補償

税理士と配偶者、税理士の親が加入できる団体型の介護保険

### ハイパーメディカル(治療費を補償する新しいタイプの医療補償保険)



電話(03)5740-0321 FAX(03)5740-0323

e-mail [jim@zeirishikyosai.com](mailto:jim@zeirishikyosai.com)

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

詳しい資料のご請求・お問合せは、お気軽にお電話ください。ホームページはこちら→ <http://www.zeirishikyosai.com>  
日本税理士共済会は、公益財団法人日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。

事務所と関与先を守る安心の補償「税理士職業賠償責任保険」

# 税賠保険事故事例

2016年10月号【相続税】

## 相次相続控除の適用失念により過大納付となった事例

### 事故概要

第一次相続にかかる被相続人Aの相続が開始したため、税理士は当該相続税申告書を作成し提出した。第一次相続から7年後、第二次相続にかかる被相続人Bの相続開始があり、税理士は相続税申告業務を受任した。この際、相次相続控除が適用できたにも拘らず、これを適用しないまま申告書を作成・提出したことから過大納付税額が生じた。

### コメント

本件税理士は第一次相続、第二次相続の相続税申告業務を受任し、申告書を作成・提出している。第二次相続の申告書作成の際に、税理士は相次相続控除規定の適用を失念したまま申告書を作成・提出している。その結果、過大納付相続税額等が発生していることから税理士に賠償責任ありと判断された。

事故事例 2013年度版／事例16より抜粋

この案内は概要を説明したものです。

詳細はパンフレット・ホームページをご覧いただくな、引受保険会社または取扱代理店にお問い合わせください。

東日本幹事引受保険会社 損保ジャパン日本興亜株式会社 電話 03-3349-5402  
西日本幹事引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社 電話 03-3515-4153

取扱代理店 株式会社日税連保険サービス ゼイハイホケン 検索   
〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階 電話 0120-320-912

SJNK16-05592(2016年7月21日) 15-T11249(2016年3月作成)

## 関東信越税理士協同組合連合会 事業のご案内

本会は、各県税理士協同組合及び組合員（以下「所属員」という。）の相互扶助の精神に基づき、所属員のために必要な共同事業を行い、もって所属員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的に、中小企業等協同組合法に基づき設立し運営されています。

主な事業活動は次のとおりです。他にも各県税理士協同組合では、それぞれ特色ある事業を活発に推進しておりますので是非ご利用ください。

### ◆購買及び斡旋事業

税理士報酬領収書の販売、図書（路線価図他）の注文及び販売、税理士専用カード、税理士報酬自動支払制度、機密書類リサイクルボックスの斡旋

### ◆教育情報事業

セミナーの企画、開催

### ◆福祉共済事業

グループ保険共済制度（本連合会独自の団体定期保険）、退職金共済制度、ぜりいし年金制度、関東信越税協連企業年金基金  
有限会社関税サービス（団体傷害疾病保険、ゴルファー保険、自動車保険）

### ◆福利厚生事業

あんしん財団事業（事業総合傷害保険、労働災害防止、福利厚生）  
中小企業退職金共済制度、結婚紹介サービス、ゴルフ場提携利用（特約企業提携料金）

### ◆広報事業

会報「関東信越税理士界」の『関税協のページ』に活動状況、事業概要等の情報を掲載  
ホームページによるタイムリーな情報の提供

### ◆全国税理士共栄会関東信越地区会事業

全税共「VIP 大型総合保障制度」「全税共年金制度」の推進

### ◆関東信越税協連共済会事業

総合事業保障プラン、税理士向け報酬自動振替システム、関与先向け集金代行サービス  
M & A の仲介



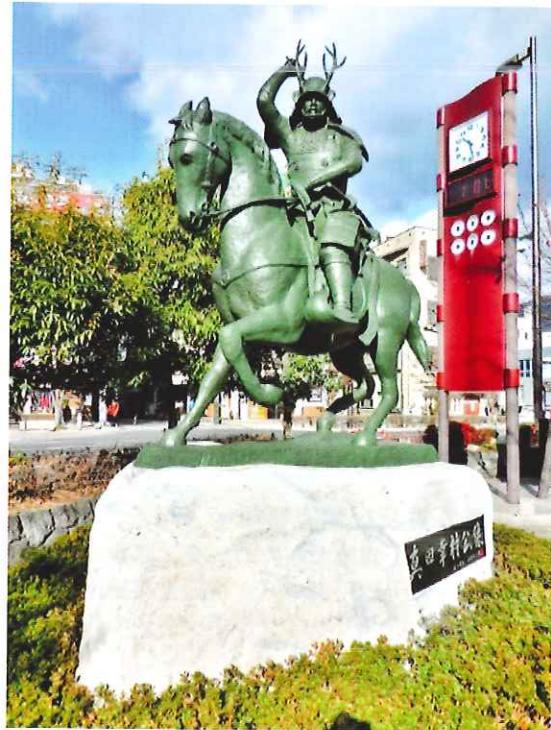
### お問い合わせ

## 関東信越税理士協同組合連合会

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-333-13 OLSビル14階  
電話 048-650-0333 FAX 048-650-0335 <http://www.kanzeikyo.or.jp/>



「真田まつり鉄砲隊」



「真田幸村公像」

写真提供：上田市マルチメディアセンター



「夏の河童橋からの穗高連峰」

写真提供：衆議院議員務台俊介事務所

## Information

### ホームページリニューアルのお知らせ

関東信越税理士政治連盟の  
ホームページが2016年2月1日  
**リニューアルされました！**

<http://www.kanzeisei.jp/>

または

関東信越税理士政治連盟

検索



#### ● 関東信越税理士政治連盟



関東信越税理士政治連盟とは  
活動内容  
連絡先

詳しくはごらん  
関東信越税理士政治連盟とは  
活動内容  
連絡先

新着情報  
2016.04.01 お誕生日を更新しました。  
2016.02.01 ホームページをリニューアルしました。

日本税理士会連合会

ホーム 関東信越税理士政治連盟とは 活動内容 連絡先

関東信越税理士政治連盟  
〒335-0034  
東京都新宿区西新宿二丁目  
大日本石材ビル4F 0333801139  
03-5211-1139

TEL 049-643-1661  
FAX 049-643-1475

Copyright © 関東信越税理士政治連盟. All Rights Reserved.